

政府は包括的な支援策示せ

難民保護

野田の
文隆ふみたか

多文化間精神医学会理事長、精神科医



難民、難民申請者への診療に携わって17年になる。難民申請者とは、紛争や圧政で迫害を受けたために自国を脱出し、日本に難民としての保護を求めてきた人々である。

多くは頼るべき人もなく、言葉もわからず、お金もなくやってくる。しかも、難民と認定されるまでの期間(平均約2年)は、働くことは許されず、健康保険も持てないケースが多い。そのうえ、日本では難民として認定される可能性は極めて低く(認定率は数%)、いわば「生かさず、殺さず」の不安に満ちた生活を余儀なくされている。

さりとて帰るべき祖国はなく、異文化の中で地をほうよように生きていかなければならない。政府はその人たちに原則として4カ月間「保護費」

を支給してきた。1日の生活費1500円、住居費月額上限4万円(単身者)、医療費(原則として本人の支払い後に支給)だ。しかし今春、予算不足を理由に、15歳以下の子ども、妊婦、高齢者、重篤疾患患者などを例外として保護費を打ち切った。打ち切られた人は約1000人になる。

突然、保護費を打ち切られた難民申請者たちは、アパートを追われ、日々の食事にも事欠く現状となっている。ある乳飲み子を抱えるアジアからの申請者家族はミルク代も底をつき、子どもは低体重児となっている。そのうえ、妻がうつ病となり、子育てもままならない。支援団体の介添えでクリニックには来るが、交通費などの負担が重くのかかっている。

心病む人々のケアを行う精神科医としては、この窮状を見過ごすわけにはいかない。多文化間精神医学会、日本精神神経学会は政府に対し、5月28日に「難民を餓死から救

うためのアピール」を発表、「国籍を問わず、健康な生活を送るための権利が保障されるべきだ」と求めた(<http://www.jstpn.net/>)。ただでさえ不健康な心の状態にある人たちが、このままでは、未治療のまま重症化してくる懸念がある。

しかし、問題の本質は、単に保護費が再開されればよいというところにはない。06年954人、07年816人、08年1599人と増大してくる難民申請者をどう受け入れるのか、明確な方針を示してこなかった政府の姿勢がまず問われねばならない。難民認定申請から認定までの期間を短縮できるなら、その期間、難民申請者に日本人と同等の社会保障を提供する手立てがあってもよい。就労許可はもとより、言語訓練や就労あっせんの支援がなければ生活が行き詰まることは明白だ。

求められるのは政府の包括的な支援策だ。それなくしては日本が国際化することも、多文化共生社会に踏み出すことも絵空事であろう。一刻も早く支援策を求めたい。

私の 視点

投稿は〒104・8011(住所不要)朝日新聞オピニオン面「私の視点」係か、siten@asahi.comへ。ブログやホームページに掲載しないもの、新規の原稿に限ります。電子メディアにも収録します。